

みなかみ町会計年度任用職員名簿登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、みなかみ町で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）として勤務を希望する者を名簿に登録（以下「名簿登録」という。）し、幅広い人材確保と職務に応じた有効な人材配置を行うことにより、効率的な会計年度任用職員の任用管理を図ることを目的として実施するみなかみ町会計年度任用職員名簿登録制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(名簿登録の対象となる職種等)

第2条 名簿登録の対象となる職種等は、別表に定めるとおりとする。

(登録要件)

第3条 会計年度任用職員として名簿登録できる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 名簿登録を希望する職種が資格、免許等（以下「資格免許等」という。）を要する場合にあっては、必要な資格免許等を取得等していること。
- (2) 地方公務員法第16条各号に掲げる欠格条項に該当しないこと。

(名簿登録の手続)

第4条 名簿登録を希望する者は、みなかみ町会計年度任用職員名簿登録申請書（様式第1号）又はみなかみ町会計年度任用職員名簿登録申請書（障害者雇用）（様式第2号）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、みなかみ町会計年度任用職員登録名簿（様式第3号）に登録するものとする。

(名簿登録の有効期間)

第5条 名簿登録の有効期間は、前条第2項の規定による名簿登録を行った日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(名簿登録の取消し)

第6条 町長は、名簿登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、名簿登録を取り消すものとする。

- (1) 名簿登録の有効期間が満了したとき。
- (2) 名簿登録者から名簿登録の取消しを申し出たとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により名簿登録を受けたとき。
- (4) その他町長が不適當であると認めたとき。

(名簿登録者からの任用)

第7条 任命権者は、別表に掲げる職種に該当する会計年度任用職員を任用する場合は、名簿登録者から任用を行うこととする。ただし、採用条件に合致する名簿登録者がいな

い場合は、この限りではない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

職種	業務内容	資格免許等
一般行政事務補助	役場本庁又は出先機関での事務補助業務	・普通自動車免許 ・パソコンの操作ができる者
介護認定調査補助	高齢介護担当係での介護認定調査補助業務	・普通自動車免許 ・介護に関する経験を有する者 ・パソコンの操作ができる者
保育教諭	にいはるこども園での保育業務	・普通自動車免許 ・保育教諭、保育士の国家資格を有する者
保育補助員	にいはるこども園での保育補助業務	・普通自動車免許 ・パソコンの操作ができる者
保健師	役場での保健業務	・普通自動車免許 ・保健師免許 ・パソコンの操作ができる者
水道施設管理	水道施設の維持管理業務	・普通自動車免許
獣害パトロール	町内における獣害パトロール業務	・普通自動車免許 ・わな猟狩猟免許
町営施設管理運営	施設の管理運営業務	・普通自動車免許
町営施設環境美化	施設の環境美化業務	・普通自動車免許
道路維持管理	道路・公園維持管理に関する業務	・普通自動車免許
除雪オペレータ	冬期における除雪業務	・大型特殊車免許及び車両系建設機械技能講習修了証
除雪補助員	冬期における除雪補助業務	・普通自動車免許
一般行政事務補助 (教委)	教育委員会又は町立小中学校での事務補助業務	・普通自動車免許 ・パソコンの操作ができる者
学校教務補助兼支援員	学校等での教務補助兼支援員業務	・普通自動車免許 ・小(中)教員免許を有する者
学校介助員	学校等での介助業務	・普通自動車免許
学校用務員	学校等での用務員業務	・普通自動車免許

学校図書司書	学校等での図書司書業務	<ul style="list-style-type: none">・普通自動車免許・図書司書の資格を有する者
バス運転手	自家用有償バス管理運行に携わる 運転手	<ul style="list-style-type: none">・大型自動車2種免許